

平成26年6月1日

みんなの市税

編集・発行 福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

目次

- 1 災害に強いまちづくりのため、個人市県民税の均等割が引き上げられます
- 2 個人市県民税における住宅ローン控除制度が延長・拡充されました
- 3 市税に関する証明(所得証明等)について
- 4 市税の納付は『口座振替』『モバイルレジ』が便利です

災害に強いまちづくりのため、個人市県民税の均等割が引き上げられます

東日本大震災復興基本法に基づき、関係法令等の改正が行われ、全国的に平成26年度から平成35年度までの10年間、臨時的に個人市県民税の均等割の引き上げが実施されます。

この改正による税収は、**福岡市・福岡県で実施する防災・減災事業に充てられます。**
 災害に強いまちづくりのため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

改正内容

個人市県民税

均等割 …… 所得金額が一定以上あれば、所得金額にかかわらず一律に課税されます。今回の改正により下記のとおり変更となります。

	平成25年度まで	平成26年度から平成35年度まで	加算額
市民税均等割	3,000円	3,500円	500円
県民税均等割	1,500円	2,000円	500円

福岡市で実施する防災・減災事業に
 福岡県で実施する防災・減災事業に

所得割 …… 前年1年間(1月～12月)の所得をもとに計算されます。

改正時期

◎給与から特別徴収される方……… **平成26年6月の給与から**

◎普通徴収(納付書や口座振替等による納付)の方や
 公的年金から特別徴収される方
 ……… **平成26年6月の納税通知書から**

制度の詳細については福岡市ホームページに掲載しています。「税からのお知らせ」をご覧ください。
 (「税からのお知らせ」のページから、「災害に強いまちづくりのため、個人市県民税の均等割が引き上げられます」をご覧ください。)

福岡市ホームページから検索してください。

お問い合わせ先	個人市民税	課税のしくみについて	福岡市各区課税課(市民税係)	TEL:連絡先は4頁に掲載
		税収の使いみちについて	福岡市財政調整課	TEL:711-4166
	個人県民税	課税のしくみについて	福岡県税務課(直税第1係)	TEL:643-3064
		税収の使いみちについて	福岡県財政課	TEL:643-3058

福岡市においては学校施設の耐震化工事などの防災・減災事業に充てられます。



(写真は耐震化工事後の学校の校舎です)

福岡市ホームページから個人市県民税の税額試算と申告書作成ができます

福岡市ホームページから、年金や給与の源泉徴収票などをもとに所得金額や控除の状況を入力し、平成26年度と平成25年度の個人市県民税の税額を試算することができます。

また、個人市県民税の申告が必要な方は、入力した内容で個人市県民税申告書を作成することができます。



注 ホームページ上から申告書の提出(送信)はできません。(申告書の提出はお住まいの各区課税課へ)

※詳しくは福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市ホームページから検索してください。

個人市県民税における住宅ローン控除制度が延長・拡充されました

所得税において住宅ローン控除の適用を受けている方で、所得税から引き切れなかった控除額を個人市県民税(所得割)から控除する住宅ローン控除制度の適用期限が4年間延長され、平成26年から平成29年までに入居された方についても適用されます。

また、平成26年4月以降の消費税率の引き上げに伴う影響を緩和するため、控除限度額が引き上げられました。

1 住宅ローン控除とは

マイホームの新築や購入、増改築を行い、金融機関から融資(ローン)を受けている方で、一定の条件に該当する方は、入居した年から最高10年間、各年の所得税額から一定の税額控除を受けることができる制度です。

住宅ローン控除を受けるためには、所轄する税務署に確定申告をする必要があります。

所得税から控除しきれない金額がある場合、個人市県民税(所得割)から控除できます。

※住宅ローン控除の適用要件など、住宅ローン控除制度の詳細については所轄の各税務署(連絡先は下記)にお尋ねください。

○住宅ローン控除の主な適用要件

例) 新築住宅の場合

- 1 住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き入居していること
- 2 家屋または区分所有家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること
- 3 床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること
- 4 控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること
- 5 民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構等の住宅ローンを利用し、その返却期間が10年以上であり、かつ月賦のように分割して返済すること

など

2 個人市県民税における住宅ローン控除の適用額

個人市県民税における住宅ローン控除適用額は、次の①または②のうちいずれか少ない方の金額となり、翌年度の個人市県民税(所得割)から控除されます(所得税のように還付されるものではありません)。

① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

② 所得税の課税総所得金額等に5%を乗じて得た額(最高97,500円)(*)

*ただし、平成26年4月から平成29年12月までに入居された方のうち、消費税率8%または10%である場合に住宅を購入された方は、所得税の課税総所得金額等に7%を乗じて得た額(最高136,500円)が控除されます。

居住開始年月	個人市県民税における住宅ローン控除の限度額
平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)



3 個人市県民税において住宅ローン控除を適用するには

個人市県民税の住宅ローン控除については、区役所課税課へ申告する必要は原則ありません。

控除の適用を受けるには、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている必要がありますので、所得税の確定申告書に「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」等を添付し税務署に提出してください。

なお、年末調整において住宅ローン控除の適用を受けている場合は、税務署への提出は不要です。確定申告手続きの詳細については所轄の税務署にお尋ねください。

各税務署の お問い合わせ先 (管轄区域)	福岡税務署 (中央区、南区)	771-1151	西福岡税務署 (城南区、早良区、西区)	843-6211
		博多税務署 (博多区、東区の一部)	641-8131	香椎税務署 (東区の一部)

小・中学校で税金の授業をしています。

月 日

次の世代を担う小学生や中学生の皆さんに税金への関心を高めていただくとともに、税金の意義や役割を正しく理解してもらうため、租税教室を実施しています。福岡市では、税務に携わる区役所や市役所の職員、市域内の税務署や県税事務所の職員、税理士会や法人会の会員が講師となり、市内の小・中学校で授業を行っています。平成25年度は市内の127校(参加人数約1万3千名)で租税教室を実施しました。



租税教室の様子

平成25年12月
大名小学校・舞鶴小学校(合同)

小学生(6年生)の皆さんは、税金のない社会のアニメビデオを観たり、税金クイズに答えることで、税金の使い方や大切さを理解していました。

福岡市ホームページから検索してください。

租税教室の様子は福岡市ホームページにも掲載しています。

租税教室 検索



市税に関する証明(所得証明等)について

平成26年度の所得証明書は、個人市県民税が**普通徴収の方**および**公的年金からの特別徴収の方**は**6月12日(木)**から発行します。(個人市県民税が**非課税の方**および**給与からの特別徴収の方**は**5月19日(月)**から発行しています。)

1 証明を請求できる方

個人や法人の秘密に関わることですので、原則として次の方に限られます。

- (1) 本人(相続人、納税管理人も含まれます。また、相続人等であることを証明する書類が必要です。)
- (2) 本人の委任状等を持参した人 **(ご家族の場合でも委任状が必要です。)**
- (3) 法人の代表者(代表者以外の方が請求される場合は法人印及び代表者の職印が必要です。)
- (4) 借地人、借家人(評価証明書の請求に限ります。賃貸借契約書及び賃借料の領収書をご持参ください。)

2 請求に必要な書類等

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

請求される方	必要書類(本人確認書類)
個人	・運転免許証 ・パスポート ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・住基カード(写真付) ・在留カード(外国人登録証)等 ・その他公的機関が発行した証明書
法人	・法人印及び代表者の職印 ・法人印及び代表者の職印が押印された申請書 ※印鑑に法人名がない場合や法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。

※市税納付後、2週間前後の間に納税証明書(滞納がないことの証明書など)を請求されるときは、領収書や振替が確認できる通帳をご持参ください。

3 証明の種類・手数料・担当窓口

証明書の種類	手数料	窓 口
納税証明書 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書 市県民税課税・非課税証明書(所得証明書) 固定資産公課証明書・評価証明書	1件 300円	区役所 課税課 納税管理課(市役所北別館2階) 早良区入部出張所 西区西部出張所
軽自動車税(継続検査用)納税証明書	無料	市内35の郵便局(評価証明書を除く)

※上記証明書は居住(賦課)区以外の区役所等でもお取りいただけます。

4 郵便局での市税証明の発行

市内35の郵便局で、納税証明書などの市税証明(固定資産評価証明書を除く)を受け取ることができます。ただし、取り扱いができるのは**請求者ご本人に限ります**。窓口では本人確認をしますので、**本人確認書類**(運転免許証やパスポートなど)をご持参ください。

取 扱 郵便局	東 区	南 区	城南区	早良区	西 区
	福岡東、和白、志賀島、西戸崎、香椎御幸、福岡唐原	福岡大池、福岡桧原、福岡老司、福岡柏原	城南、福岡堤、福岡田島三	福岡四箇田団地、福岡野芥、脇山、福岡原五	福岡老岐、北崎、周船寺、福岡能古、玄界島、元岡
	福岡八田、福岡流通センター内、福岡青葉、福岡高美台				
	博多区 板付、博多南、福岡空港内、福岡小林、福岡雑餉隈、博多月隈				
	中央区 福岡小笹、福岡福浜				

5 証明の郵送請求

郵送で市税証明書を請求する場合は、下記(1)~(5)の書類等を同封の上、右記「福岡市税証明郵送請求センター」宛に請求してください。

- (1) 税務証明交付申請書 (2) 手数料(郵便局の定額小為替)
- (3) 返信用封筒(宛先を記入し切手を貼付してください。)
- (4) 請求者の本人確認書類(運転免許証等)の写し
- (5) 委任状(代理の方が請求される場合)



税務証明交付申請書は福岡市ホームページからダウンロードできます。「税務証明交付申請書」で検索してください。

〒810-8620
福岡市中央区天神1丁目10番1号
市役所北別館2階
福岡市税証明郵送請求センター
電話番号: 711-4491
(午前9時15分~午後6時 土日祝日、年末年始を除く)

福岡市ホームページから検索してください。

税務証明交付申請書

高等学校等就学支援金申請手続きの際は市民税所得割額の確認が必要です

平成26年4月1日から施行された新たな高等学校等就学支援金制度(今年度入学の生徒対象)の実施に伴い、高等学校等就学支援金制度を利用される場合は、申請書と共に市民税所得割額が確認できる書類を高等学校等に提出する必要があります。

○市民税所得割額の確認に必要な書類(下記の中からいずれか1つ)

- ① 市民税・県民税特別徴収税額通知書
- ② 市民税・県民税税額決定・納税通知書
- ③ 市民税・県民税課税(非課税)証明書(所得証明書)

高等学校等での申請書受付期限の間際は手続きが集中し、区役所の証明発行窓口が混み合う可能性がありますので、③が必要な方は時間に余裕を持ってご準備ください。なお、③は郵送でも請求することができます(上記「5 証明の郵送請求」をご参照ください)。

- ①はお勤め先で配布される書類です(5月19日(月)以降)。
- ②は郵送でお手元に届く書類です(6月12日(木)以降)。
- ③は区役所などの窓口や郵送での請求が必要です。

①または②をお持ちの方は③を請求する必要はありません。

制度の概要や支給要件は文部科学省のホームページをご覧ください。
<支援金制度や申請手続きに関するお問い合わせ先>
●福岡県の公立高等学校: 県教育庁財務課 (電話: 643-3866)
●福岡県の私立高等学校等: 県私学振興課 (電話: 643-3130)

市民税所得割額の確認方法の詳細については福岡市ホームページに掲載しています。「高等学校等就学支援金」で検索してください。

福岡市ホームページから検索してください。

高等学校等就学支援金

市税の納付は『口座振替』・『モバイルレジ』が便利です

市税の口座振替

口座振替とは、市税を納期ごとに指定した預貯金口座等から自動的に振り替えて納税する制度です。

口座振替のメリット

- ①便利…金融機関に出かける必要がありません!
- ②安心…納付の内容は通帳で管理できます!
- ③安全…納付忘れを防げます!
現金を持ち歩く必要がありません!

口座振替を利用するには

「口座振替依頼書」に必要事項を記入押印のうえポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されています(軽自動車税を除く)。

口座振替を利用できる税目

- 軽自動車税
- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)

口座振替依頼書は福岡市ホームページからもダウンロードできます。申込方法など詳細については福岡市ホームページをご覧ください。納税管理課(連絡先は下記)へお問い合わせください。

福岡市ホームページから検索してください。

福岡市口座振替納付依頼書

検索



口座振替加入勧奨キャラクター ふりかえる君

モバイルレジ

モバイルレジとは、携帯電話やスマートフォンで市税の納付ができるサービスです。納付書に印刷されたバーコードを携帯電話やスマートフォンのカメラで読み取り、モバイルバンキングもしくはインターネットバンキングを利用して、いつでも・どこでも・簡単に納付できます。



モバイルレジを利用するには

- step1 ご利用される金融機関にモバイルバンキングの利用申込を行います。
- step2 初回のみ携帯アプリ(無料)のダウンロードが必要です。携帯アプリは下記の二次元バーコードからダウンロードできます。

モバイルレジを利用できる税目

- 軽自動車税
- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)

携帯アプリのダウンロードはこちらから



ご注意

- ※30万円以下のコンビニ納付用バーコードが印字されている納付書に限ります。
- ※モバイルレジで納付した場合は、領収証書が発行されません。通帳記帳やモバイルバンキングの取引明細でご確認ください。

モバイルレジの詳細な納付方法につきましては、モバイルレジホームページ(<http://bc-pay.jp/pc/>)をご覧ください。

福岡市ホームページや検索サイトから検索してください。

モバイルレジ

検索

国税からのお知らせ ~4月1日から消費税および地方消費税の税率が引き上げられました~

急速に進展する少子高齢化の中で、国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、社会保障を担う財源を確保するために、平成26年4月から消費税および地方消費税の税率が引き上げられました。

この引き上げ分の消費税および地方消費税収入は、全額が子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使われます。社会保障制度を次世代にしっかりと引き渡すため、消費税および地方消費税のご負担にご理解とご協力をお願いします。

消費税率の改正や、改正に伴う価格転嫁のご質問などについては、お近くの税務署(連絡先は2頁に掲載)へお尋ねください。

適用開始日	平成26年 3月31日まで	平成26年 4月1日から
消費税率(国分)	4%	6.3%
地方消費税率(地方分)	1%	1.7%
合計	5%	8%

市税に関するお問い合わせ先

各区役所の窓口	課(係)の名称、主な業務			課(係)の名称、主な業務		
	区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
各 区 役 所 の 窓 口	課税課(管理係)			課税課 (固定資産税土地係・家屋係)		
	東区	645-1021	東区	645-1031	東区	645-1022
	博多区	419-1022	博多区	419-1032	博多区	419-1023
	中央区	718-1049	中央区	718-1044	中央区	718-1028
	南区	559-5031	南区	559-5051	南区	559-5169
	城南区	833-4024	城南区	833-4036	城南区	833-4026
	早良区	833-4318	早良区	833-4326	早良区	833-4317
	西区	895-7013	西区	895-7019	西区	895-7014
	課税課(市民税係)			納税課		
	東区	645-1026	東区	645-1022	東区	645-1022
	博多区	419-1027	博多区	419-1023	博多区	419-1023
	中央区	718-1038	中央区	718-1028	中央区	718-1028
南区	559-5041	南区	559-5169	南区	559-5169	
城南区	833-4032	城南区	833-4026	城南区	833-4026	
早良区	833-4320	早良区	833-4317	早良区	833-4317	
西区	895-7017	西区	895-7014	西区	895-7014	

各市税窓口の詳細な業務内容や問い合わせ先については福岡市ホームページからご覧いただけます。

福岡市ホームページから検索してください。

市税に関する問い合わせ

検索

最後までお読みいただきましてありがとうございます。
お読みになったご感想やご意見をお寄せください。

福岡市財政局税制課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
TEL: 711-4202 FAX: 733-5598
E-Mail: zeisel.fb@city.fukuoka.lg.jp

市 役 所 の 窓 口	課(係)の名称、主な業務		電話番号
	納税管理課	市税証明の発行・交付、市税の口座振替手続き	711-4490
		特別徴収される個人市県民税等の納税相談	711-4215
	法人税務課	特別徴収される個人市県民税の課税	711-4211
		法人市民税の課税	711-4194
	資産課税課	固定資産税(償却資産)の課税	711-4438
		事業所税等の課税	711-4195
納税企画課	市税収納・証明発行・滞納整理等に係る企画及び指導	711-4206	
課税企画課	市税の課税に係る企画及び指導	711-4207	
税制課	市税制度、市税の予算・決算、市税の不服申立審査	711-4202	